本書面「ショッピングクレジット保険のご案内」は、お客様に必ずお渡し下さい。

シンシンショッピングクレジット保険(動産総合保険)のご案内

自動補償付き!

なんですよ。





SMBCファイナンスサービスが提供するショッピングクレジット契約を利用して、 補償期間中に購入した商品がショッピングクレジット契約日より1年以内に、 破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に、補償いたします。



※この内容は概要を説明したもので、実際の保険金のお支払い可否は、普通保険 約款および特約等に基づきます。

被保険者

ショッピングクレジット契約を申込み、商品を 購入された方

自動的に補償されます

事前にご通知いただく必要はありません。ショッピ ングクレジット契約でお買い上げいただいた商品 について自動的に補償されます。

※但し、ショッピングクレジット契約が不成立となった場合や キャンセルになった場合は、本補償の対象から除外されます。

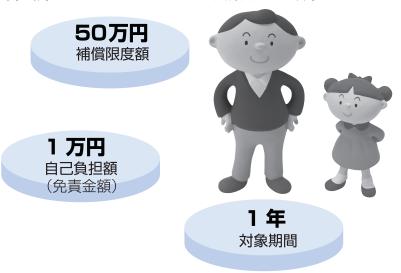
期間中の補償限度額

1契約につき期間中の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

補償限度額 50万円 自己負担額 1万円

(免責金額)

対象期間 ショッピングクレジット契約日より 1 年間



- (注)(1)補償限度額:1契約につき年間の保険金支払いの限度額です。
 - (2) 自己負担額: 1事故につき1万円が自己負担額(免責金額)となります。
 - (3) 対象期間:ショッピングクレジット契約日から始まり 1 年間が補償対象 期間となります。

お支払いする保険金の額

当該契約書のお客様控に記載された商品の現金価格(修理が可能な場合 は修理金額か現金価格のどちらか低い金額)から自己負担額を控除した 金額を補償いたします。ただし、1契約につき前記補償限度額を限度と します。また、購入した商品の代金の一部を現金で支払った場合には、 当該契約書のお客様控の残金を限度とします。

補償の対象とならない商品

- ●船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機(ヘリコプターおよび飛行船を含みます。)、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボート、ウインドサーフィン、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品(ホイールおよびカーナビゲーションを含みます。)
- ●移動電話、ポケットベル、ノート型パソコン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
- ●動物および植物
- ●現金、手形、小切手その他の有価証券、印紙、切手、乗車券類(鉄道および船舶の乗車券、 航空機の航空券ならびにこれらの定期券)ならびに宿泊券、観光券、旅行券、旅行小切手、 プリペイドカード、電子マネーその他あらゆる種類のチケット
- ●食料品
- ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの ●書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ●不動産および不動産に準ずるもの
- ●申込人が従事する職業上の商品となるもの
- ●法人契約となるもの
- (注)修理された場合の送料は対象となりません。

●テープ、カード、ディスク、ドラム

等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ その他これらに類するもの

補償の対象とならない主な損害

- ●申込人または保険金を受取る方の故意または重大な過失または法令違反に起因する損害
- ●保険の目的の自然の消耗、使用により品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ喰い、または 性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐蝕によって生じた損害
- ●商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
- ●戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- ●国または公権力の行使に起因する損害
- ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な 特性によって生じた損害
- ●紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含む)に起因する損害
- ●水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- ●詐欺または横領に起因する損害
- ●故障による損害
- ●商品の誤った使用に起因する損害
- ●商品の配送中に生じた損害
- ●管球類の単独損害
- ●商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- ●楽器の音色、音質の変化、弦の切断等
- ●美術品の損害に対する価値の下落
- ●原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
- ●商品の保管場所において、普通能力のある満 15 歳以上の者の不在時に生じた損害(不在期間が引き続き 72 時間を超えない場合を除きます)
- ●他人より委託されて購入した商品
- ●第三者に債権を譲渡された日以降に保険の対象に生じた損害

保険金請求

- 補償の対象となる損害が発生したら、申込人はただちにセディナ保険デスク(三井住友海上) にお電話にてご連絡ください。
- ●後日保険会社より保険金請求書を送付いたしますので次の「保険金請求に必要な書類」を 添付のうえで返送ください。
- 保険金請求に必要な書類

保険金の種類 保険金請求書類	破損事故 保険金	盗難事故 保険金	火災事故 保険金	その他の事故保険金	備 考
保険金請求書	0	0	0	0	必要事項を記入のうえ 署名・捺印ください
罹災証明および盗難 届出証明書		0	0		所轄の消防署・警察署 で取り付けてください
修理費見積書または 領収書	0		0	0	修理先または購入先で 取り付けてください
ショッピングクレジット お支払明細書	0	0	0	0	
損害を受けた対象物 (現物)	0		0	0	
損害状況写真	0		0	0	
その他関係書類	0	0	0	0	必要な場合は、別途 保険会社よりご連絡 させていただきます

- 注)(1)◎印は必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
 - (2) 全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。
 - (3) 上記各書類はコピーではなく本紙が必要です。
 - (4) 盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。
 - (5) 配送後の商品の損害については原則として受領証(商品の到着を確認)が必要となります。
 - (6)上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお 支払いができない場合がございます。
 - ※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。
- ※事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

上記は概要を説明した物であり、実際の保険金のお支払い可否は、普通保険約款および特約などに基づきます。

●万一事故にあわれた場合のご連絡先・ショッピングクレジット保険についてのお問い合わせ

セディナ保険デスク(三井住友海上) ●受付時間/日本時間 9:00~17:00 年中無休

※ご連絡の際は、ショッピングクレジットお客様控および明細書をお手元にご用意ください。

